

I . 子育て応援特別手当について

議題①子育て応援特別手当について

- この資料は、先日お送りした「たたき台」をもとに作成したものです。
- 内容については、今後の検討によって、変更がありうるものです。
- 今後、地方公共団体のご意見等を伺いながら、整理してまいります。

子育て応援特別手当 目次

資料 1	「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）	5
資料 2	「子育て応援特別手当」の支給について（概要）	9
資料 3	子育て応援特別手当の支給対象となる子について	10
資料 4	子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ	11
資料 5	子育て応援特別手当に係る資金の流れ（イメージ）	13
資料 6	申請書のイメージ	14
資料 7	子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方	15
参考資料	定額給付金事務説明会 資料	19

「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）

※下線部は 12 月 5 日送付版からの変更点

〔趣旨〕

平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3. 6 万円の「子育て応援特別手当」を支給する。

1. 実施主体

市町村（特別区を含む。）とする。

2. 対象となる子の範囲

世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。特別手当支給基礎児童）（兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む。）が 2 人以上おり、かつ、就学前 3 学年、すなわち、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた子がいる場合であって、特別手当支給基礎児童のうち第 2 子以降の平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間の生まれの子であって、以下のいずれかの要件に該当する子を支給対象とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3. 支給対象者

対象となる子の属する世帯の世帯主であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ① 住民基本台帳に記録されていること
- ② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

4. 支給の基準日

支給基準日（平成21年2月1日）時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、当該市町村が支給を行う。

5. 所得が高い者の取扱い

所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上である場合について、当該世帯主に対し「子育て応援特別手当」（以下「特別手当」という。）を支給しないこととすることができることとする。

なお、市町村は、特別手当の支給に当たり、一定の考え方に基づき、受給の辞退を呼びかけることができる。

<手続イメージ>

- ① 特別手当の支給申請時において、次に掲げる事項について同意を得た上で、支給決定。
 - (ア) 平成21年所得を確認するため、後日、世帯主の収入の状況等を把握するため、税情報を閲覧又は取得することがあり得ること
 - (イ) 世帯主に係る平成21年所得が市町村の定める基準額を超えた場合にあっては、特別手当を返還すること。
- ② 平成21年所得が確定した後、当該世帯主に係る平成21年所得について、税情報により確認し、当該所得が市町村の定める基準額を超えていた場合、特別手当の返還を請求する。

5. 支給額

3. 6万円を一時金として支給する。

6. 支給方法

原則として口座振り込みにより支給する（場合によっては、現金支給による支給も可）。

7. 支給事務フロー

<事務イメージ>

- ① 市町村は、住民基本台帳のデータから、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子がいる世帯を抽出し、後者の子のうち、年齢順に2人目以降となる人数を抽出。
- ② 市町村は、特別手当の支給案内を実施。
- ③ 申請者は、支給対象となる子の氏名、性別、生年月日、住所を記載する。
- ④ 市町村は、申請書に記載された子の人数と台帳の子の人数との照合を行い、手当を支給する。

8. 支給開始日等

支給開始日は、市町村において決定する（可能な限り、年度内の支給開始を目指すものとする）。

申請期限については検討中（申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内）。

9. 事業形式

市町村の事業に対する補助事業として実施する。

10. 経費負担等

事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、交付金を交付する（事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）。

事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する（経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置等は必要ない）。

「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)

議題①子育て応援特別手当について
資料2

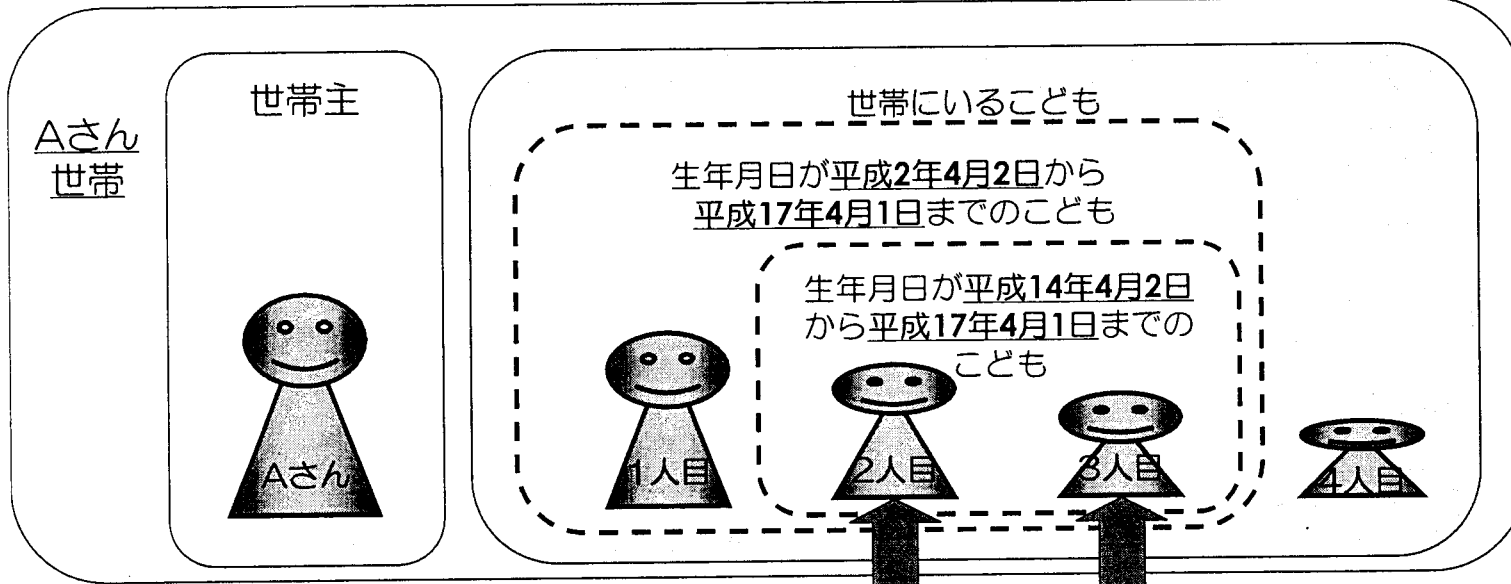
平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

- 支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)
 - ※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。
 - ※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。
- 支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円
- 支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。
所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。
- 支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。
- 予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)
 - ※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

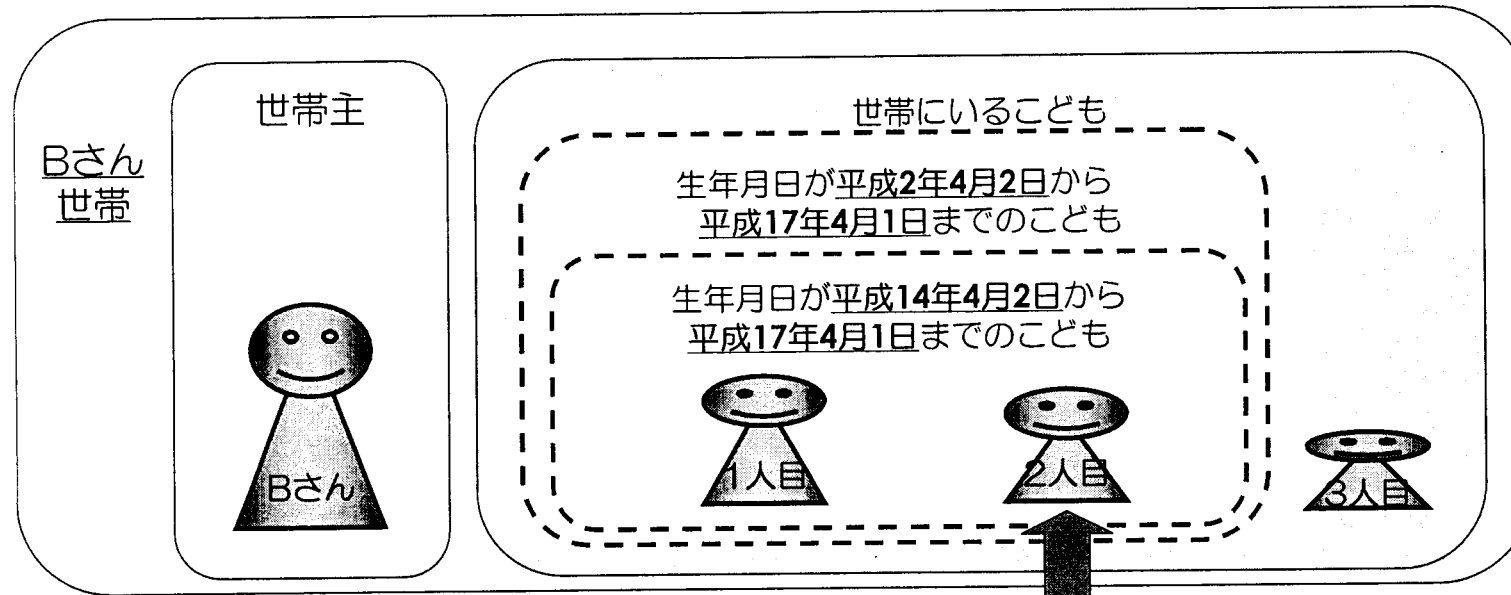
子育て応援特別手当 (Aさん、Bさんの場合)

議題①子育て応援特別手当について
資料3



Aさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×2人＝
7.2万円

手当の対象となるこども



Bさんへの子育て
応援特別手当
3.6万円×1人＝
3.6万円

手当の対象となるこども

子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ

議題①子育て応援特別手当について
資料4-1

市区町村

申請書等郵送
広報誌、保育所・幼稚園等を通じ広報、申請書の備え付け

住民

申請書等受領

世帯主等が市町村に対して申請(郵送も可)

【申請に必要な書類】

①子育て応援特別手当支給申請書

- ・申請者の氏名等の記載
- ・世帯に属する子の氏名等の記載
- ・支給対象となる子の人数の記載
- ・振込先口座の記載及び口座通帳のコピー

②本人確認書類

- ・運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書等

※ 代理申請の場合は医療保険被保険者証など世帯主との関係を証する書類)

(注)所得制限を行う市町村においては、課税情報を閲覧等すること、所得制限基準額を超えた場合は子育て応援特別手当につき返還することについて同意を得る。

市区町村

<支給要件の審査>

- ①本人確認、振込先口座の記載漏れのチェック
- ②受給者台帳との突き合わせ(又は受給者台帳への追記)

支給決定通知・振り込み通知

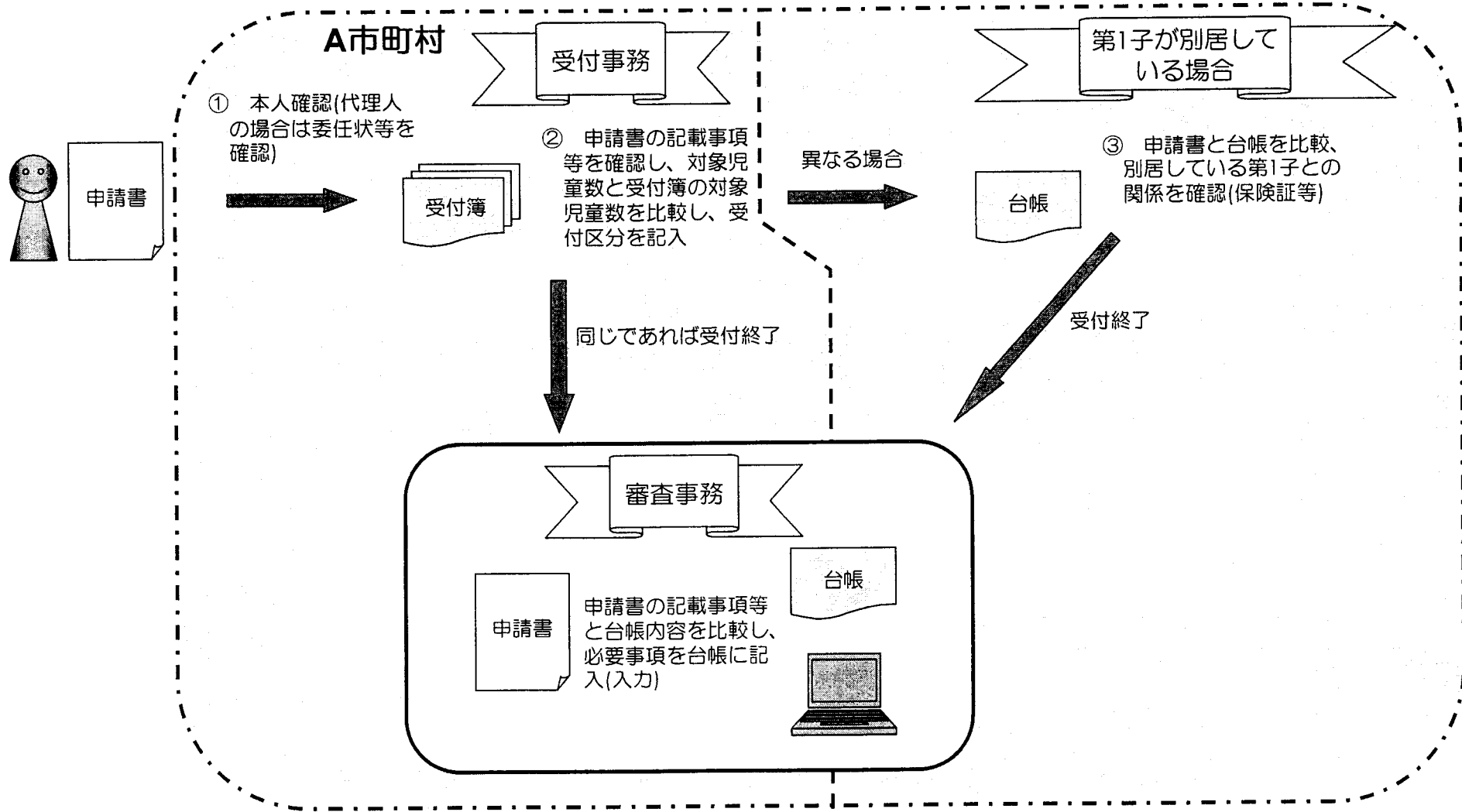
受給者台帳の
チェック

口座振り込み

子育て応援特別手当支給完了

受付・審査事務 標準的な処理イメージ

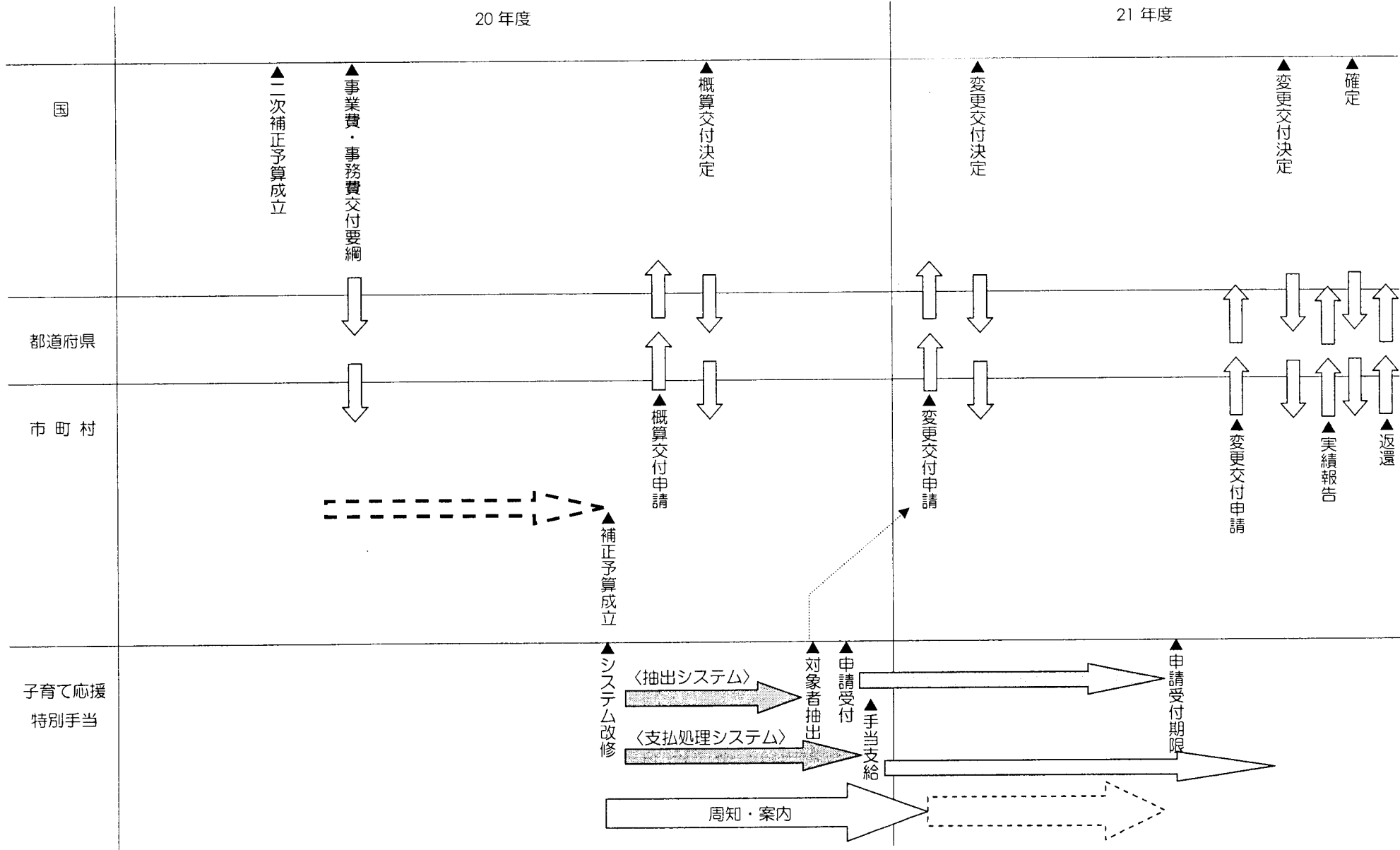
平成21年1月8日現在版



※ 今後、事務処理の詳細を検討することにより、変更がありうる。

20年度補正予算が成立した場合の
子育て応援特別手当に係る資金の流れ〈イメージ〉

議題①子育て応援特別手当について
資料5



子育て応援特別手当 申請書

【イメージ】

市区町村受付印

市区町村長 殿

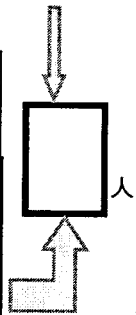
世帯主

(ふりがな) 氏名		生年月日	性別	住所		
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()		
受取方法	金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(ふりがな)	
1 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓口	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座			
		支店コード				
ゆうちょ銀行を選択された場合には、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください			記号(左詰めでお書きください。)	番号(右詰めでお書きください。)		

太枠内の児童のうち生年月日が□の範囲内にある児童の数

世帯に属する児童(生年月日が□の範囲内にある児童について年齢の高い順にお書きください。)

	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	住所(世帯主と別居の場合にお書きください)
1人目			平成 . .	同・別	
2人目			平成 . .	同・別	
3人目			平成 . .	同・別	
4人目			平成 . .	同・別	
5人目			平成 . .	同・別	
6人目			平成 . .	同・別	



イ 平成2年4月2日生～平成17年4月1日生

ロ 平成14年4月2日生～平成17年4月1日生

- ① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 同居の事実又は扶養、監護を行っているなど同居と同等と認められる事実がなかったことが判明した場合には、子育て応援特別手当の返還に応じます。
- ④ 当該申請に係る世帯主の所得が○市子育て応援特別手当支給事業実施要綱第○条に定める所得を超えていることが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名 ㊟

* 記名押印に代えて署名することができます。

代理人	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()

上記の者を代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名 ㊟

* 記名押印に代えて署名することができます。

子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方

議題①子育て応援特別手当について
資料7

子育て応援特別手当について、市町村が補正予算に計上する場合の目安として、積算方法等を整理した
もの。

【積算方法】

1. 支給対象見込児童数

$$\text{支給対象見込児童数 (A)} = \frac{\text{19年度児童手当支給状況報告 市町村支給対象児童数 } \text{〇〇〇人}}{\text{1,180.8万人 [11,808,091人] 19年度児童手当支給状況報告 全国支給対象児童数}} \times \frac{\text{子育て応援特別手当 全国支給対象見込児童数 } \text{171.2万人 [1,711,961人]} \times \text{[安全率] } \text{1.2}}$$

*児童手当の実績割合に、公務員分や所得制限分を勘案した安全率を乗じて算出。

2. 子育て応援特別手当給付費見込額

$$\text{給付費見込額 (B)} = \text{支給対象見込児童数 (A)} \times \text{[手当単価] } \text{36,000円}$$

3. 子育て応援特別手当事務費見込額

$$\text{事務費見込額 (C)} = \text{給付費見込額 (B)} \times \text{[事務費割合] } \text{5\%}$$

*二次補正予算案に計上した事務費の割合をもとに算出。

子育て応援特別手当についての
各地方自治体からのご照会は、
下記までお願いします

電話 03-5253-1111（代表）

内線 7943、7945

メールアドレス

kosodateouen@mhlw.go.jp

参考資料

定額給付金事務説明会

平成20年11月28日

平成20年11月28日(金)
10:00～12:00
全国都市会館 2階大ホールB

議事次第

1. 開 会
2. 挨拶 総務省大臣官房総括審議官 岡崎 浩巳
3. 説 明 総務省定額給付金室長 満田 誉
・「定額給付金事業の概要(たたき台)」
4. 質疑応答
5. 閉 会

資 料

- この資料は、地方公共団体から意見を伺うために、参考として作成した「たたき台」です。
- 内容の詳細については、今後、意見をお聞きしながら詰めてまいります。

定額給付金事業の概要 (たたき台)

1 施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

2 事業の実施主体と経費の負担

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。
- 事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、国が補助を行う（10/10）。
- （ただし、事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）

3 給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日において、以下の①②の要件のいずれかに該当する者とする。
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。
- 基準日は、全国で統一的に定める。（平成21年1月1日又は平成21年2月1日で検討中）

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者
(対象とする外国人の具体的な範囲)

・具体的な対象の範囲は、今後さらに検討を行うが、概ねの考え方(案)は次のとおり。

- ・対象と考えられる者……永住外国人(特別永住者、永住者)、身分又は地位に基づき在留する外国人(日本人の配偶者等、定住者など)
- ・詳細な検討が必要な者…就労目的又は非就労目的で在留する外国人
- ・対象外と考えられる者…観光客等の短期滞在者、不法滞在者

<検討課題>

- 上記の対象の範囲の詰め(特に、「詳細な検討が必要な者」)

○所得の高い者の取扱いについては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とする(基本型)。

なお、所得が一定の基準額(基準額の下限は1800万円)以上の世帯構成者(世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。)がいる場合について、希望する市町村は、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないとすることができることとし、その場合の一般的な手続きは以下のとおりとする。

- ①給付の申請時に、次のことについて承諾を得た上で、給付を実施
 - (a)平成21年所得を確認するために、今後、世帯構成者の税情報を取得することがあること。
 - (b)確定した平成21年所得(世帯構成者ごと)が基準額以上となった場合、当該者に係る給付額を返還すること。
- ②平成21年の所得が確定した後(22年5月頃)、世帯構成者の平成21年所得について、税情報により確認
- ③②で平成21年所得が基準額以上であった世帯構成者について、当該世帯構成者分の給付金の返還を請求
 - ※1 ここでいう所得とは、収入から必要経費(給与所得者の場合には、給与所得控除後)を控除した後の金額とする。
 - ※2 返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができる。

○給付に当たり、市町村は、一定の考え方により、受給の辞退を呼びかけることができる。

4 給付額

○世帯構成者1人につき1万2千円(ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、一人につき2万円)として算出される額

<検討課題>

- 課税や、生活保護の受給者資格の判定等における取扱い

5 定額給付金の申請及び給付

定額給付金の申請及び給付に係る事務の流れは、原則として以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの方式の組合せにより行うこととする。

なお、実施に当たっては、市町村窓口における事務負担軽減の観点から、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順番で開始することを基本とし、特に、Ⅲの窓口現金受領方式については、多額の現金を市町村窓口において取り扱うことに伴う危険を避けるため、Ⅰ又はⅡによる振込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましい。

【Ⅰ 郵送申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書に振込先口座もあわせて記入の上、市町村に郵送
- ③市町村が、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ④市町村が、指定された口座に給付金を振込

<検討課題>

- 本人及び口座の確認の方法
(例1) 申請書の送付に当たって、本人確認書類及び預金通帳等の写しの提出を求めることにより確認
(例2) 振込先口座を、水道料等の引落しや児童手当等の払込みで使用している口座に限定し、関係部局における情報と照合することにより確認
※例2は、申請書提出にあわせて本人の同意を得ることが前提
- 交付決定、振込予定日の通知を行う場合の簡略な方法(Ⅱも同様)

【Ⅱ 窓口申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、給付金の申請及び振込先口座届出を内容とする申請書を、市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ③市町村が、指定された口座に給付金を振込

【Ⅲ 窓口現金受領方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書を市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
- ③市町村が、本人確認の上、給付を決定
- ④市町村が、窓口において現金により給付

<検討課題>

- 郵送又は窓口申請のいずれも困難な者への対応
- 基準日から申請開始日までに転出した者の取扱い
(参考) 地域振興券の場合、転出時に未受領であることの証明書を転出元の団体が交付した上で、当該証明書に基づき転入先団体において受領
- 永住外国人(特別永住者、永住者)以外の外国人を給付対象とする場合の申請方式の取扱い

6 給付開始日

- 給付開始日は、市町村において決定する。(年度内の給付開始を目指すものとする。)
- 定額給付金の申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内(検討中)とする。

7 市町村における経理処理

- 事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- 事業費については、事業終了後、実際に給付した給付額(上記3により給付の辞退があった場合、これを含まない。)に基づき、国費の精算を行う。

(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー (イメージ)

第1期 定額給付金給付リストの作成

- 市町村の住民基本台帳システム及び外国人登録システムの改修を実施。
- 「定額給付金給付リスト」の作成。

(イメージ)

氏名	続柄等	住所	年齢	給付金額
千代田太郎	世帯主	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田花子	妻	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田尚子	子	千代田区霞が関2-1-2	2	20,000円
千代田太郎世帯計		千代田区霞が関2-1-2		44,000円

第2期 各世帯主へ申請書等を郵送し、申請書等を受理

- 「定額給付金リスト」を元に申請書(請求書)、口座届出書等(以下「申請書等」という。)を世帯主に郵送。
- 申請書等を市町村に世帯主が提出。
- 世帯主の本人確認を実施後、申請書等を受理し「定額給付金リスト」で消し込み。

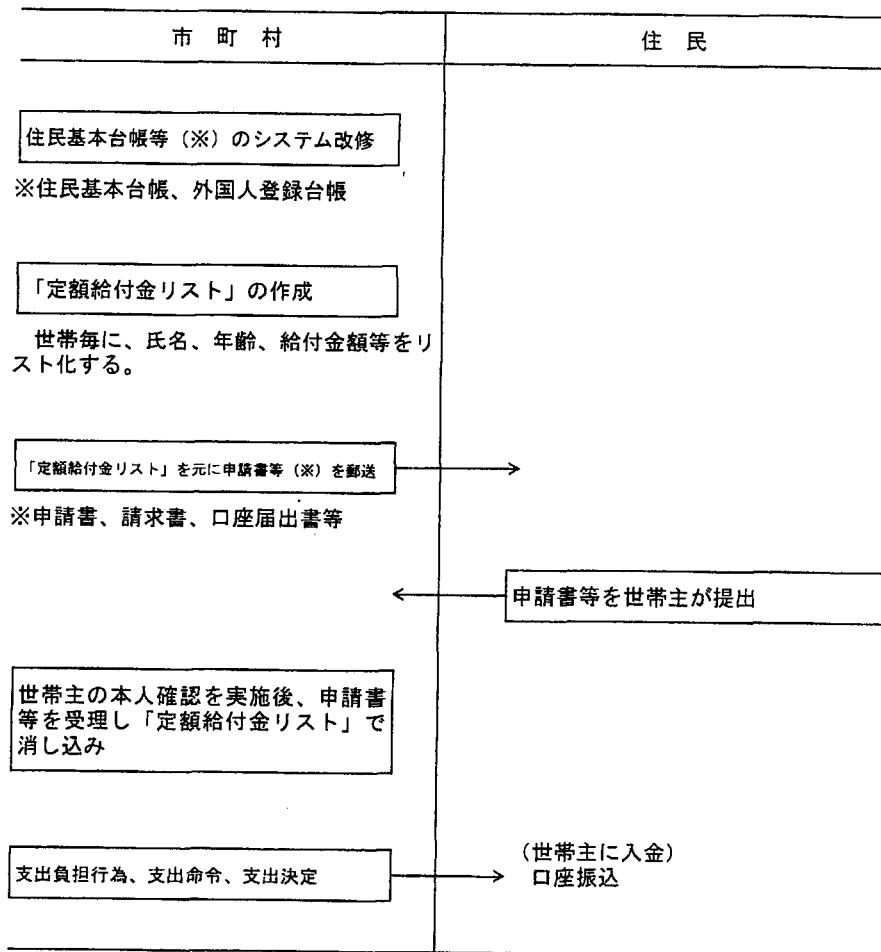
第3期 会計手続き

- 申請書等を元に支出負担行為、支出命令、支出決定。
- 世帯主口座に入金。

(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

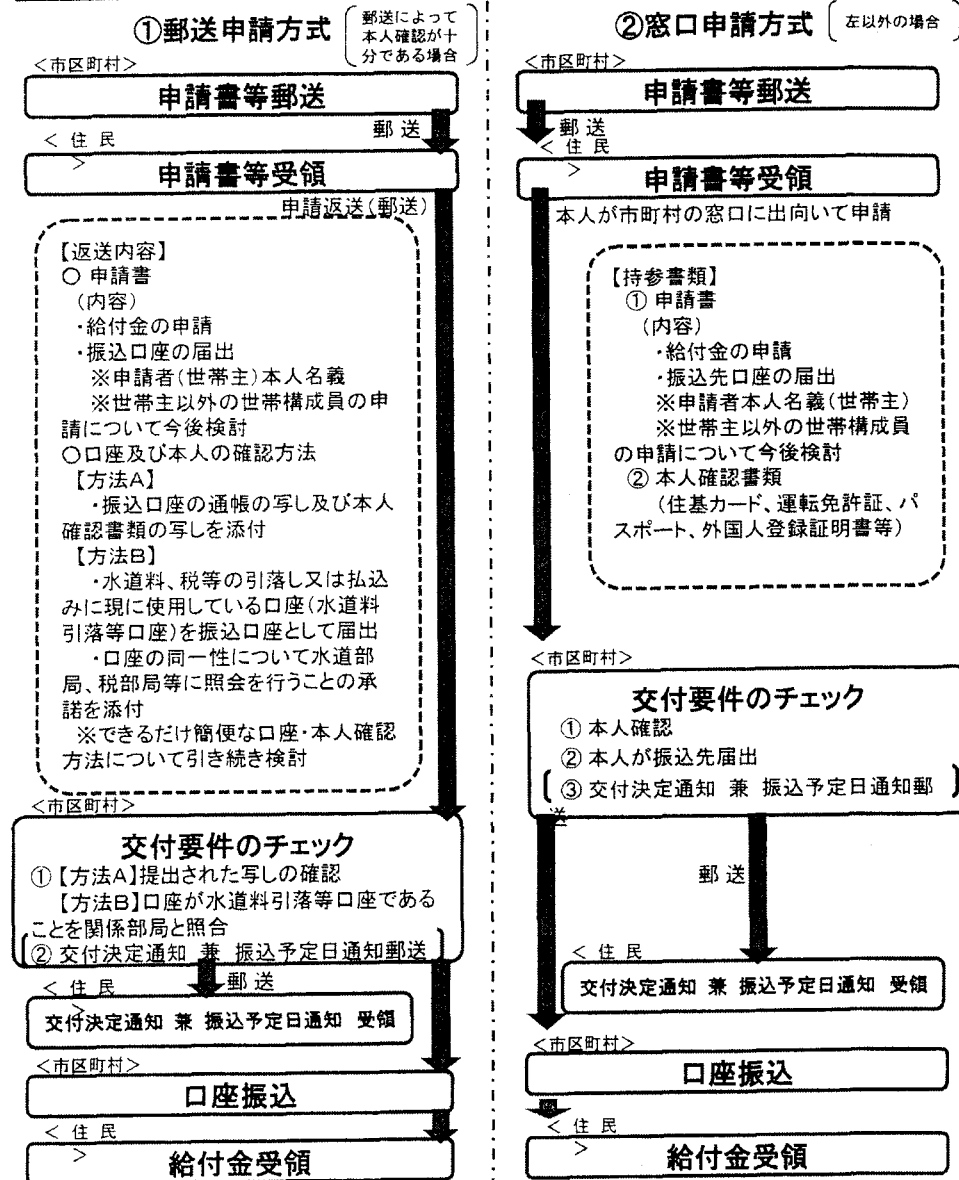
(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー図 (イメージ)



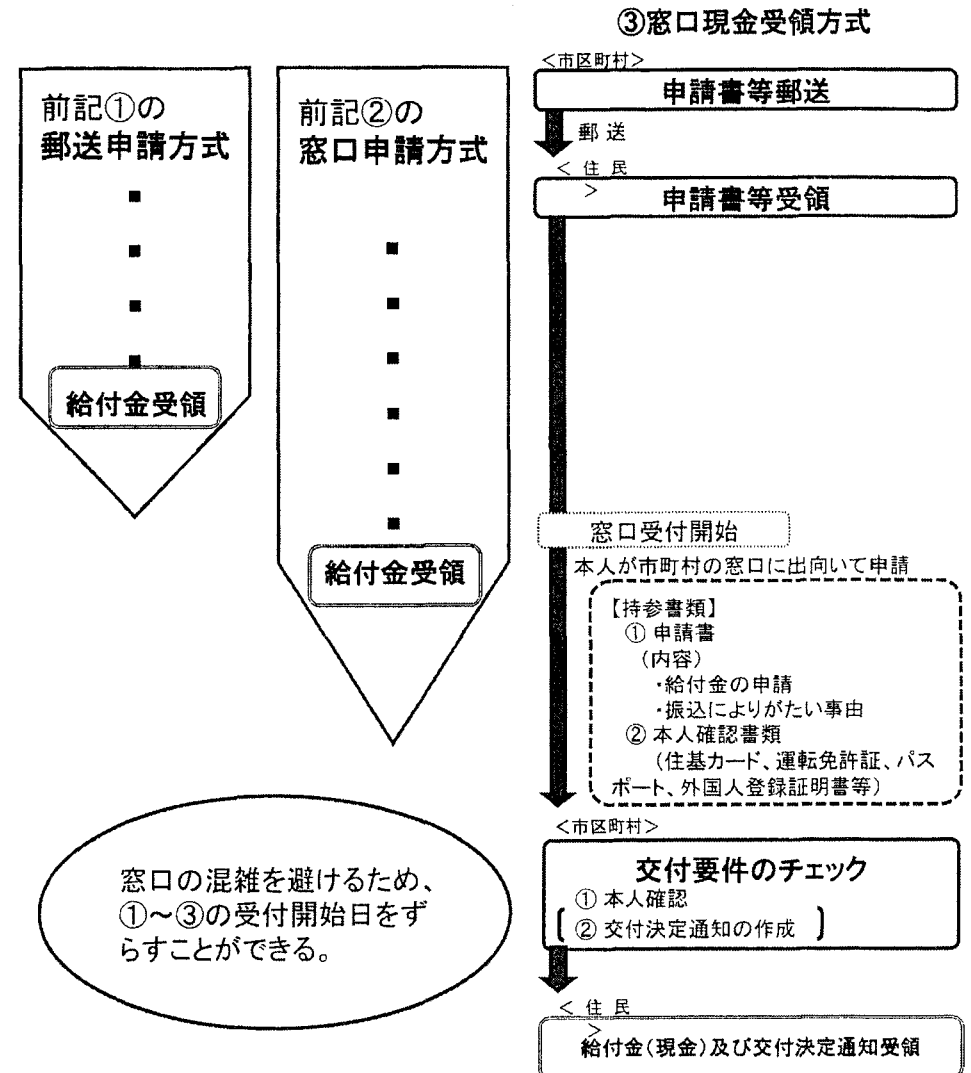
(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

定額給付金の申請・給付事務フロー(案)



定額給付金の申請・給付事務フロー(案) つづき

○ 3つの手法の順次開始方式



事務連絡
平成20年11月21日

各都道府県定額給付金担当課 }
各指定都市定額給付金担当課 } 御中

総務省自治行政局定額給付金室

定額給付金の給付をよそおった振り込み詐欺等の
犯罪防止広報のお願いについて

現在、総務省においては、「定額給付金の給付をよそおった振り込み詐欺等の犯罪防止」のため、当省ホームページ及び広報誌において広報を行っております。

つきましては、貴団体におかれましてもこうした趣旨を御理解いただき、広報誌等既存の広報媒体の活用等による広報に御協力ください。

都道府県におかれましては管内の市区町村に対してもこの趣旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

なお、当省ホームページへのリンクはフリーとなっております。また、別添1の資料（総務省広報誌2008年12月号背表紙）についても、出典を明らかにしていただければ使用していただいて結構ですので、適宜ご活用ください。

また、本日付で警察庁生活安全局生活安全企画課より別添2の通達が発出されていますので、警察当局とも十分に連携を図るよう、お願いいたします。

お問合せ先

総務省定額給付金室 広報事務担当

TEL: 03-5253-5111 伊藤補佐 (内 6524)

藪井主査 (内 6677)



定額給付金の給付を よそおった 「振り込み詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。

総務省

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため、「定額給付金」に関して

- 市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対ありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対ありません。

●ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

<別添2>

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察の長

原議保存期間1年未満
(平成21年12月31日まで)

警察庁丁生企発第478号
平成20年11月21日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

定額給付金の給付をかたった振り込み詐欺等に関する広報啓発について
みだしの件については、本日、総務省から別添の事務連絡により、都道府県や市町村
に対して協力要請がなされたところである。

各都道府県警察にあつては、当面、下記について、幅広く各種媒体、機会を活用して、
管内住民に対して広報啓発を行われたい。

なお、これら広報啓発活動の実施に当たっては、都道府県及び市町村等と密接に連携
すること。

記

- 定額給付金については、現在、申請手続きを含め、給付手続きは始まっていないこ
と。
- 総務省や市町村が、定額給付金の給付のために生年月日や家族構成、口座番号等を
電話や手紙等で照会することはないこと。
- 定額給付金の給付等をかたった不審な電話があった場合には、最寄りの警察署や市
町村等へ連絡すること。
- 手続きが始まった場合には、総務省及び市町村等から広報がなされる予定であるこ
と。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

藤森警部

警電：800-3053

P-WAN：P0800003GW@p-wan.npa

住民登録は正しく行われていますか？

○住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

○お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行って下さい。

○また、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

○家庭内暴力等の被害者の方は、お申出によって、新たな住所地でも住民基本台帳の閲覧等を制限できます。

○詳しくは、お住まいの市区町村に、御相談下さい。

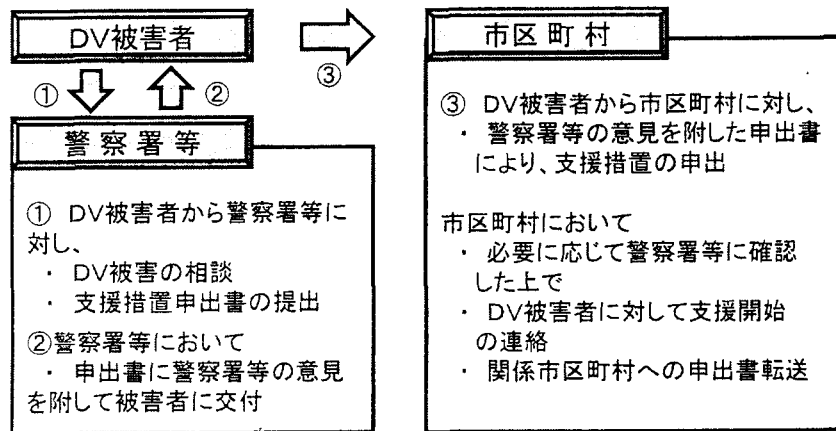
家庭内暴力(DV)の被害者の方を保護するため、
住民基本台帳の閲覧等は制限できます。

○DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとされています。

○転出先で住民登録を行ったとしても、市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

○支援措置を受けるための手続の流れは、以下のようになりますが、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

支援措置を受けるための手続の流れ(例)



※ 警察署等：警察、配偶者暴力相談支援センター等
※ 事前に警察署等への相談を行っている場合は、①・②は不要